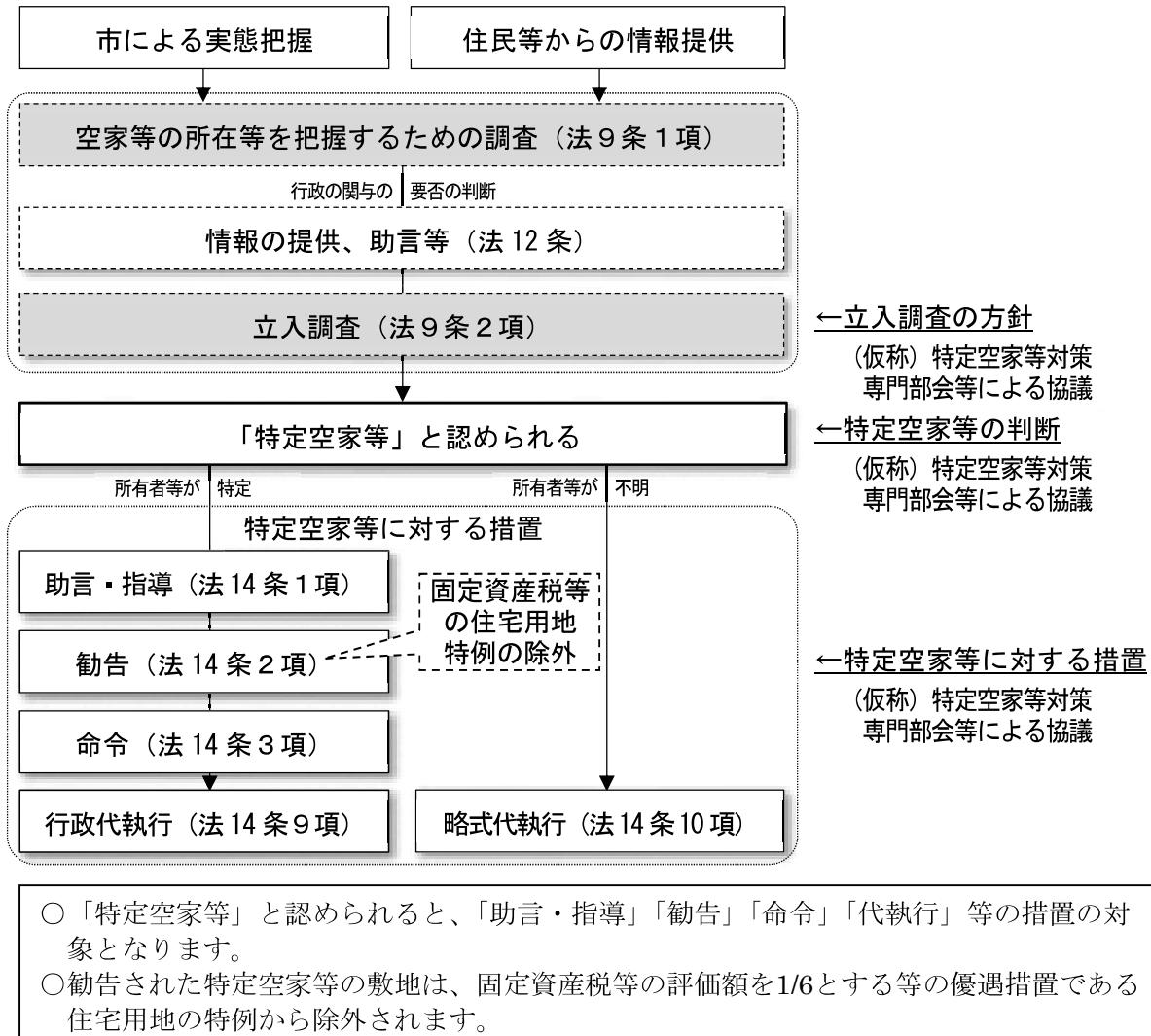


7 特定空家等への対応（基本方針④）

7-1 特定空家等への措置

適正に管理されず、特定空家等と認められる空家等に対しては、法に基づき助言・指導、勧告等の措置を行うことで、生活環境の保全を図ります。

■特定空家等に対する措置のフロー（案）



7-2 (仮称) 特定空家等対策専門部会等の設置

特定空家等に対する措置を適切に行うため、(仮称) 特定空家等対策専門部会等を設置し、次に掲げる事項について協議を行います。

- (1) 立入調査の方針
- (2) 特定空家等の認定基準の策定及び特定空家等に該当するか否かの判断
- (3) 特定空家等に対する措置の方針

7-3 所有者等に対する支援

特定空家等に該当する恐れのある空家等に対し、周辺の生活環境の保全を図るため、除却にかかる費用の補助を検討します。

【参考】国の助成制度 空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）

空家等の跡地を地域活性化のために利活用する場合、除却等に要する費用の一部が助成されます。

空き家再生等推進事業【除却事業タイプ】（社会资本整備総合交付金等の基幹事業）		
対象地域	・空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象地区	
対象施設	<ul style="list-style-type: none">・不良住宅 (住宅地区改良法第2条第4項に規定する、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分で、その構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの)・空き家住宅・空き建築物 (跡地が地域活性化のために供されるもの)	
補助対象	<ul style="list-style-type: none">・不良住宅・空き家の除却等に要する費用・不良住宅・空き家の所有者の特定に要する経費	
事業主体	地方公共団体	民間
負担割合	 1/2	 1/3 1/3 1/3